



- 同外一件(八木一男君紹介)(第二九八四号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二九八五号)
- 同(和田貞夫君紹介)(第二九八六号)
- 同(阿部助哉君紹介)(第三〇二四号)
- 同(諫山博君紹介)(第三〇二五号)
- 同(川崎寛治君紹介)(第三〇二六号)
- 同外一件(木島喜兵衛君紹介)(第三〇二七号)
- 同(兒玉末男君紹介)(第三〇二八号)
- 同外一件(佐野進君紹介)(第三〇二九号)
- 同外三件(松本忠助君紹介)(第三〇三〇号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三〇三一号)
- 同(木島喜兵衛君紹介)(第三〇六七号)
- 同(小林進君紹介)(第三〇六八号)
- 同(清水徳松君紹介)(第三〇六九号)
- 同(長谷川正三君紹介)(第三〇七〇号)
- 同(増本一彦君紹介)(第三〇七一号)
- 同(松本忠助君紹介)(第三〇七二号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三〇七三号)
- 同(米原和君紹介)(第三〇七四号)
- 同(木島喜兵衛君紹介)(第三一一〇号)
- 同(長谷川正三君紹介)(第三一一一号)
- 同(山本幸一君紹介)(第三一一二号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三一一三号)
- 同(米原和君紹介)(第三一一四号)
- 同(石田幸四郎君紹介)(第三一一九号)
- 同(愛田新吉君紹介)(第三一四〇号)
- 同(北側義一君紹介)(第三一四一号)
- 同外一件(兒玉末男君紹介)(第三一四二号)
- 同外一件(佐藤観樹君紹介)(第三一四三号)
- 同(竹本孫一君紹介)(第三一四四号)
- 同(長谷川正三君紹介)(第三一四五号)
- 同外一件(平林剛君紹介)(第三一四六号)
- 同外一件(松本忠助君紹介)(第三一四七号)
- 同(米原和君紹介)(第三一四八号)
- 東京大学医学部付属看護学校及び助産婦学校の新校舎建設費増額に関する請願(木島喜兵衛君紹介)(第三〇三二号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第三〇三三号)

私立幼稚園教育振興に関する請願(小沢辰男君紹介)(第三〇六六号)

私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願(箕輪登君紹介)(第三〇七五号)

学費凍結法制定等に関する請願(有島重武君紹介)(第三一九九号)

同(北側義一君紹介)(第三二五〇号)

同外二件(矢野鞠也君紹介)(第三二五一号)

横浜市港北ニュータウン建設予定地の埋蔵文化財保存等に関する請願(長谷川正三君紹介)(第三二五二号)

は本委員会に付託された。

三月十八日

義務教育管理下における児童生徒の学業災害補償法制定に関する陳情書(彦根市議会議長北村五平)(第二五四号)

学級編成基準及び教職員の配置基準改善に関する陳情書(奈良県議会議長西口栄三)(第二五五号)

公立義務教育の教職員定数増員に関する陳情書外一件(高槻市議会議長柿本俊夫外一名)(第二五六号)

養護教諭、事務職員の全校配置等に関する陳情書外四件(宮城県本吉郡本吉町議会議長佐藤章一郎外四名)(第二五七号)

高等学校の新増設費助成に関する陳情書(三重県議会議長山本幸一)(第二五八号)

私学に対する公費助成増額等に関する陳情書外二件(北海道川上郡標茶町阿歴内北片無去森田英明外二百二十八名)(第二五九号)

人口急増地域の教育施設建設費助成に関する陳情書外二十八件(豊中市大字少路五一の三三石原忠一外四百二十名)(第二六〇号)

文化財の保護に関する陳情書(全国市長会中国支部長下関市長井川克巳)(第二六一号)

交通道児の進学援助等に関する陳情書(高槻市議会議長柿本俊夫)(第二六二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○稲葉委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安里積千代君。

○安里委員 無医大県をなくするというのが基本的な方針とされて、今回の医大の設置も考えられておることだ、こう思いますが、大学の無い県がないようにする、その根本的なねらいというものはどこにございましょうか。

○木田政府委員 医科大学があることによりまして、その地域の医療、診療体制にもかなり大きな差異が生じておるところでございまして、地域の診療体制の整備ということも念頭に置き、また医師の養成増ということも念頭に置きながら、無医大県の解消ということを考えておる次第でございまして。

○安里委員 国全体としての医師の養成それから地域の問題というのが双方考慮されまして、このことがなされておると思えます。

そこで、国全体として見まして、詳しいことはあまり必要ございませんけれども、全体的に見まして、医師の不足、医師の多い少ないは、地域的に見まして大体どのような状況になっておりましょうか。平均的にいっておるものか、それとも地域によって非常に差があるというふうな実情でございましょうか。その事情については、ほんの概括的でけっこうでございまして、お願いたします。

○木田政府委員 昭和四十八年度で医師の数は十三万九千人というふうな承知をいたしておりますが、人口十万人に対して百二十八人というものが、現在の全国をとった場合の姿でございまして、それに対して人口十万人当たり医師数の非常に多いところを、二あげてみますと、たとえ

ば石川県は、金沢大学の医学部あるいは金沢医科大学があるわけにございまして、十万人に対して百五十五人という数が出ております。東京は百四十四人というふうな状況でございまして、最近医科大学はできましたけれども一番低いほうの一つといたしまして埼玉六十七人、そしてこれは特別の事情もございまして、沖縄は人口十万人に対して四十一人、四十一・八というふうなきわめて低い状態にございまして。

○安里委員 地域によって相当の差がありますが、いまのねらいからしますと、医科大学があれば、やはりその地域によって医師の充足が促進されると申しますか、そういうふうな傾向にございましょうか。それとも大学は設置しても、必ずしも設置によってその地域の医師の教というものをふやすということに役立たないのか。医大を置くことによって、その地域の医師の教というものがふえる、そういうふうな状況にあるかどうか。必ずしも大学の存在とその地域の医師の教とは関係ないか、あるいは関係があるか。たいへん素朴な質問でございまして、けれども、その傾向はどんなものでしょうか。

○木田政府委員 医科大学がありますと、医科大学及びその付属病院自体に相当多数の臨床医を要することになります。そういう関係から、県全体のデータをとって見ました場合に、医科大学のある県に医師数が多くなるということは確かに指摘できる面があるかと思えます。また、その大学の卒業生の地域分布をとって見ました場合に、私立の医科大学の場合にはかなり全国各地に散っていくという傾向にございまして。これは、私立の医科大学が東京あるいは関西の特定の地域に集中しておるといふこととの関係もございまして、しかし卒業生は、国公立を中心にして考えますと、また岩手にありますような医科大学をとって見ましても、卒業生は比較的その出身大学の所在県あるいはその隣接県において開業するという傾向がデータの上からはうかがわれると思っております。したがって、医科大学を設置することに

よりまして、養成された医師がその出身大学の近くで開業するということは、データの上からも指摘できると考えております。

○安里委員 政府の無医大県をなくするということは、もちろん私立の大学あるいは県立その他の公立の医大の存在にかかわらず、それとは無関係に政府としては無医大県をなくする、こういう考えでございますね、私大とか公立の医大とは関係なく。

○木田政府委員 医科大学のない県をなくするという場合に、国公私立を含めて医科大学があるようにしたい、こう考えておるわけでございます。

○安里委員 と申しますのは、私立の大学がある、あるいは公立の大学がある、こういうところにはあえて国立の医大を置かなくてもいい、こういうような考えに理解してよろしゅうございませうか。

○木田政府委員 現在の段階ではそのように考えておるところでございます。

○安里委員 これは念のためはっきりしたいことでございますけれども、私立の大学もない、公立の大学もないというところが、この間も明らかにされたと思っておりますけれども、どの県どの県でございませうか。

○木田政府委員 現在、十二県ほど医科大学のない県がございます。関東の地域から申し上げますと山梨県でございますし、今回御提案申し上げておりますのが静岡県でございます。それから関西地域に参りまして、滋賀県に現在まだございませぬ。それから北陸へ参りまして、福井、富山の両県にまだございませぬ。それから中国では鳥根県、四国では香川県と高知県、九州では現在のところ大分、佐賀、宮崎の三県、それに沖縄でございます。

○安里委員 いま県立の医大を持つておるところは何県ございませうか。

○木田政府委員 県立は四県でございます。ほか市立が四つございまして、公立が八校ございませぬ。

○安里委員 実情をお伺いしたいのですが、たとえば県立などの医大、ここには、主体は当然その地域の県になると思っておりますけれども、他の地域から県立などの大学に入る学生が非常に多いと思っております。いま各県、県立あるいは公立などの医大は、その設置しておりますところの県出身者を収容する、あるいは県外からも来る、そういう実情だと思っておりますけれども、実際の状況、ある県が持っております県立の大学に学ぶ者、これが他の地域からそこに学ぶという事態もあると思うのでございまして、その実態、割合でもけっこうございまして、どれだけ設置した県以外の地域からその大学に学んでおるといふ実情にございませうか。

○木田政府委員 公立大学によりまして非常にばらつきがございまして、これは所在地域の關係もございまして、その所在地域からの入学者の一番多い大学は北海道立の札幌医科大学でございます。過去三年間大体八〇〇程度が道内の關係者でございまして、所在県からの入学者の一番少ないのが奈良県立とそれから横浜市立でございます。二〇〇に達してございませぬ。奈良県立医大の場合には一〇〇前後という状況でございます。しかしながら卒業生という点から見ると、実は県立大学の卒業生が一番その所在地域に定着率が高いということが言えるのでございまして、県立大学、公立大学を含めまして卒業生がその所在県に定着をいたしますのは六五〇ほどでございます。県立は四八〇ほどございまして、国立が平均で五八〇という数になってございまして、もちろんこれは国立公立あるいは私立の全平均でございますから、国立をとりましては公立をとりまして、その間にいろいろばらつきのあるというところは否定できるものではございませぬ。しかし、たとえば先ほどの奈良県立のように、他県からたくさん入ってまいりまして、約半分は奈良県にとどまらぬ、奈良県で開業する、こういうような流れになつておるのでございまして、定着率の一番高いのが公立大学、こういうふうな考えでおります。

○安里委員 地方自治体において、あるいは県、公立の学校において経費を持ちながら、その大学で学ぶ場合においても、他の地域からの者が相当多い、そして定着率というものが非常に少ないということになりますと問題があるうと思つて、けれども、大学の経営そのものよりも、その大学を出てその地域に定着する方が多いということであれば相当の意義があるうか、こう思っております。

○木田政府委員 医科大学の問題を申し上げたのでございまして、歯科医師の状況はどんなでございませうか。

○安里委員 地方自治体において、あるいは県、公立の学校において経費を持ちながら、その大学で学ぶ場合においても、他の地域からの者が相当多い、そして定着率というものが非常に少ないということになりますと問題があるうと思つて、けれども、大学の経営そのものよりも、その大学を出てその地域に定着する方が多いということであれば相当の意義があるうか、こう思っております。

○安里委員 地方自治体において、あるいは県、公立の学校において経費を持ちながら、その大学で学ぶ場合においても、他の地域からの者が相当多い、そして定着率というものが非常に少ないということになりますと問題があるうと思つて、けれども、大学の経営そのものよりも、その大学を出てその地域に定着する方が多いということであれば相当の意義があるうか、こう思っております。

○木田政府委員 現在までのところ、四十六年度末の歯科医師の数が三万九千人でございまして、人口十万人に対して三十七人でございまして、大體、歯科医師の数は、いままでの流れでございまして、医師数の三分の一、こういうふうな考えでございまして、その養成その他は、いま申し上げました三分の一という数字が示しておりますように、現在までのところ医師養成の状況とはかなり違つてございまして、医師養成につきましては、比較的国立もたくさん医学部を持つて養成してまいりましたが、歯科医師につきましては、歴史的に見て、私立が主体で発達してきて、こういうことが養成面からの特徴として言えようかと考えております。しかし、昭和四十年代から国立につきましても歯学部を設置等をつとめてまいりまして、現在、国立の歯科大学、歯学部が七校であり、公立が一枚であり、私立が十五校でございます。二十三年で二千八百八十人の定員をもつて歯科医師の養成というところは行なわれておる次第でございます。

○安里委員 いま四十六年の数をおっしゃったのでございませぬけれども、もっと新しいデータはございませぬか。

○木田政府委員 歯科医師の届け出数が四十六年度末でございました。私いま申し上げました学校数、入学定員の数は、四十八年及び四十九年も同じでございまして、先ほど申し上げました二十三校、二千八百八十人の入学定員の数は一番新しい今日の状況でございます。

○安里委員 三十六年で三万九千とお聞きいたしましたけれども、どうも古いので、もう少し新しいその全体の数というものはどんなものでございませう。いま学校の数、入学者の数はわかりましたけれども、全体の数はいかがでしょうか。

○木田政府委員 三万九千人と申しましたのは四十六年度末のデータでございまして、三十六年度末でございませぬ。四十六年度末でございまして、現在もこれとあまり違いがないかと思つております。

○安里委員 同様に医療關係に立つわけでございませぬけれども、いま全国的に見て、歯科医師の不足あるいはこれに対する要求というのが相当求められておる、私はこう思うのでございまして、政府としましては歯学部をなお設けられるということのお考えはございませぬか。

○木田政府委員 四十九年度の予算におきましては、徳島大学に歯学部の創設の準備をするという予算を御審議いただいた次第でございまして、医師数の増大に対応いたしました歯科医師につきましてもやはり若干の増をはかる必要があるうか、こういうことで、文部省に四十八年度設けました医科大学等設置調査会の中に歯科大学の設置調査の部会を設けて御検討いただき、先ほどのような予算措置をさしていただきました。今後状況を

考えながら、またそれから先のことは検討したい、このように思っております。

○安里委員 南九州におきます状況というのは相当数が少ない、こう思っております。いま徳島大のお話がありましたけれども、九州地区におきます同じような問題について、政府とされまして考えられたことはいか、またその必要性ということについて調査を進められておるといふ事象にはありませんか。

○木田政府委員 南九州地区が他の平均から比べましてやや歯科医師の数が少なくなつておると、宮崎で二十八人、鹿児島で二十五人という状況でございます。平均の三十七人と比べて若干低くなつておるといふ事情は承知をいたしております。しかし、医師数に比べて、地域別には大学の有無に係らず比較的バランスがとれておるといふふうに私も四十七県の状況を見ておると、九州地区には福岡県だけしか歯科大学がございませぬので、今後やはり検討すべき地域であるといふふうには考へておるのでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、歯科大学の場合には、従来国立の歯学部が歴史的に古いのが二校しかございませぬ。そういう関係から、また私立におきましても、歯科医の養成といたしましては長い伝統を持っていらっしゃるわけでございますが、歯科の研究教育者の養成という点では必ずしも十分な体制がとれておつたと言えない面がございまして、昭和四十年以来国立で五校ほど設置を進めてまいつたのでございますが、その教官の整備充足には若干の日時を要しておるのでございまして、歯科大学の大学院の整備、それに基づきまして研究者の養成、こういう施策と相ましまして今後のことを考へていかなければならない、こう思っております。

○安里委員 大学を設置されることによつて、その地域の医師の格差と申しますか、これが大きく

影響してくるといふことは先ほど御説明のあつたところでございませぬ。

そこで、先ほどの御指摘の数から申しましても、特殊な事情があつたかも知れませぬけれども、医師の数においても、それから歯科医師の場合においても同じでございますけれども、みんな数字的に沖繩が一番低い状況にあるということはおつきりしております。これは沖繩の医療関係において非常に大事な問題である、こう考へます。ことに地域的に離れております関係から、本土の中におきます大学で学んだ者が沖繩の地域に戻つていくというものはなかなかおつきりしない現実の問題があると思つておられます。としまして、ならば、公平な医師の数を確保するということがためには、こういった地域的な配慮というものが十分なされて、前から問題になっておりました琉大に医学部を設置するということが、いまのお話の数字から見ましても、また現実の状況から見ましても、他の地域以上に急がなければならぬ問題じゃないか、私はこう思つておられます。この点、もちろん調査の費用も組まれておりますけれども、調査に時を費やすような事態でないんじやないか、急がなければならぬところの、優先してなされなければならぬ問題だ、こういうふうに思つておられます。復帰後の措置として、琉球大学が国立になった、これも大きな施策でございませぬけれども、大事な医学部というものが考慮されなければ、国立にしたところの意味というものは大半失うのじやないか、実情に照らしましまして、この点特に配慮されておるかどうかが、また、設ける方向で積極的にどのように進められておるか、承りたいと思つておられます。

○木田政府委員 琉球大学の医学部設置問題は復帰以前からの課題でございまして、文部省は、復帰後琉球大学としての整備を担当するようになりましてからも、その課題を引き継いで検討しておるところでございます。昭和四十八年度におきましては、文部省に医歯科大学等設置に関する調査の一環といたしまして琉球大学の小委員会を設

けて検討いたしました。その結果、御指摘があり

ましたように、すみやかに、早い機会に沖繩県に

も医学教育機関を設置することの必要を認めまして、四十九年度はさらに具体的な調査を現地において行なうことが適当であるということになり、四十九年度の予算におきましては、琉球大学に医学部の設置調査経費七百七十五万円を計上いたしましたところでございます。ただ、いままでの経緯がいろいろございまして、医師数も少なくなつておられますが、また看護婦の数も極度に少なくなつておられますし、地域の人のための医療に対する体制も、他の府県と違つた状態があるわけでございます。それを総合的に進めていかなければならぬ。そのため復帰前から沖繩の琉球大学には保健学部を設けて、その整備をはかつておるのでございませぬが、人の問題はなかなか短時間で充足をはかるということが困難な事情もございませぬので、いろいろ医療関係者の協力と努力、そして医師のみならず看護婦その他薬剤師等も含めまして医療関係職員の養成ということと相まってこの施策を進めていかなければならぬ、こう考へておるところでございます。

○安里委員 確かに、ただ医学部を設ければいいという問題ではなくして、これに伴いますところのいろいろの問題の整備充実ということが相伴わなければならぬと思つておられます。けれども、医療、これは直接文部省の管轄でなくとも、厚生省の関係とも相伴うのでありますけれども、復帰後における沖繩の対策として、いろいろな経済面、開発面、相当力を入れておられますし、極端に申しますと入れ過ぎた点もあろうかと思つておられますけれども、目立たないけれども医療問題というものが具民の福祉につながる非常に重大なる問題だと思つておられます。ややもすれば、はでなことにのみ施策が注がれて、目立たない、じみな点というものがおろそかになるようでございます。これらのすべての、看護婦の養成やその他もあわせて、これはぜひ早急に、いろいろな隘路はありましようけれども、実現をせられるように、私

は特別にお願いというよりは、これは当然の責任として要求しておきたい、こう思つておられます。

そこでもう一つ、琉球大学に医学部を設けると

いうことにつきまして考へてもらいたいと思つておられます。――本土以上にこれはあつたかといふところでは、亜熱帯地域でございます。熱帯医学といふことがときにいわれますけれども、暑い地域におきましては暑い地域なりの、あるいは熱帯には熱帯特有のものもあろうかと思つておられます。医学の立場から、熱帯医学に対する研究、これは欠かすことのできない問題だと私は思つておられます。戦後、日本にとつて失つたものの中で、あまり目立ちませぬけれども、たとえば台湾では、日本の統治時代において亜熱帯地域としてのいろいろの研究が、産業面でも衛生面でも政府の施策として行なわれておつたと思つておられます。熱帯農業、熱帯医学。ところが、台湾を失つた今日におきましては、農業面におきましても熱帯農業に対する研究というものを失つた。あるいは当時力を注いだそういう学者の方々も、場所を失うことによつて、それ以後進んでいないのではないかと思つておられます。同じような意味におきまして、日本においても、南方であるがゆえにやはりそれなりの特殊なものが、学問全体として、医学の立場から検討すべき問題があるのじやないか。これは単に地域の医療の問題じゃなくして、学問の上において貢献する大事な点が相当あるのじやないかと思つておられます。そういうような特殊なことも配慮に置いて琉球大学を考へるといふことは、日本の大学のうちにおける一つの地域的な特殊性を生かすという点において非常に大事な問題じゃなくして、単にもうけさえすればいいというのじやなくして、熱帯農業であれ、熱帯医学であれ、あるいは海洋問題であれ、こういう特殊な文化にも学問の上にも貢献し得る拠点としてこれを活用する、生かすというところが大事じゃなくして、そういう点においても医学部の設置については特殊な配慮がなされていいのではないかと、こういうふうに思つておられますけれども、いかがでしょうか。

四

○藤波政府委員 先ほど来大学局長から御答弁申し上げておりますように、沖縄にぜひ医師養成の学部を設けたいということは、復帰以前からの文部省の大きな課題になっておられるわけでございませう。全国的に医師数の確保をはかると同時に、地域的な偏在を避ける、どういふ地域にも国民の需要にこたえる、こういう体制を整えることが大事でありますことは、先ほど来の御答弁で申し上げておるとおりでございます。しかし、医師の養成につきましては、先生御高承のように、やはり教官の確保でありますとか、看護婦の確保でありますとか、りっぱな医師を養成するということもまた教育上責任があるわけでございまして、十分その体制を整えて医学部の新設ということに持つていかなければいかぬということで、いろいろ苦勞を重ねてきておるところでございます。しかし、十分調査なども進めてまいっておりますので、先生御指摘のように、一日も早く沖縄に医師養成の学部が生まれますように、さらに文部省といたしまして最善の努力をさせていただきます、そのように考えております。

同時に、これからはそれぞれの大学が、あるいはそれぞれの大学の中の学部が、新しい学問を築き上げていくという考え方がやはり大事だと思っております。そういう意味で地域地域がかかえております、気象条件を中心といたしましていろいろな、歴史的な、社会的な条件があるわけで、それらを踏まえて大学が個性を発揮していく、あるいは学部がその地域の特徴を大いに生かした新しい学問のあり方をつくり上げていく、こういう気がまがややはり大切だと思っております。そういう意味では、先生の御指摘のように、沖縄には沖縄の特殊ないろいろな条件があるわけでございまして、それらを十分生かして新しい学問の向上に貢献できるようなものを考えていく、そういう方向で文部省としても検討を進めてまいりたい、このように考える次第でございます。

○安里委員 日本に海外からいろいろ留学生なども来られます。ことに今後東南アジアに対するい

ろいろな協力というような面も日本の国策として大事な点があると思えます。これは目前の問題でなくして、将来に対する大きな目標、ビジョンであるかもしれないけれども、私はいつもこう思うことがあります。なるほど、多くの留学生の方々も日本に受け入れておられます。これはもちろん中央が中心になって指導されるころの教官の方々あるいは施設なども整うておられますので、そのような留学生なども受け入れるに非常に便利な地域であり、また研究、留学されるころの学生にとりましても、東京なら東京のほうがレベルの高いあるいはいろいろ便利な点があるかと思えます。しかし、もう一步踏み込んで考えますと、こういった留学生の方々は必ず東京で受け入れなければならぬものであろうかというような感じが私はときどきするのであります。

なぜそういうことを申し上げるかといいますと、暑い地域から来られた南東アジアの方々が、寒い東京で勉強される、日本の一番いいところでやられていくのはけっこうでございますが、各大学が地方にみんな充実されてきまして、こういう方々の受け入れというものを、農業面でも工業面でも医学面でも、もっと南のほうの、たとえば沖縄の琉球大学がこれを受け入れる、現在の機構あるいは内容というような点で東京のほうが便利がいいかもしれないけれども、東南アジアその他の方々を受け入れて、同じような亜熱帯地域におきます研究、勉強ができるというところまで発展すべきものじゃないか。何でも東京で学ばなければならぬといったような考えは、なくして、そういったことも配慮して、地方の大学、ことに沖縄という、ある意味において恵まれた国際的な接点にあります地域の大学というものが充実して、ここにいて東南アジアの学生を受け入れるという姿になることがいいのじゃないか。私は、こういうふうな考えも、たいへんしろうと

的な考えかもしれないけれども、観念的に思うのです。そういうふうなことも考慮して大学の充実ということが考えられてしかるべきじゃない

か、私はこういうふうなふうに思うのです。これは現実の目前の問題じゃございませんけれども、日本のアジアに置かれておる位置というようなことを考えた場合には、そういった配慮も当局としてはあつていいのじゃないか、こう思いますけれども、一つの意見といたしまして次官のお考えあるいは文部当局のお考えをお聞きしたいと思っております。

○藤波政府委員 全国の大学がそれぞれ個性を発揮をして、いずれも高いレベルの大学に持つていくということが理想でございます。そういう意味では、どこの大学がレベルが高い、あるいは地方の大学がレベルが低いというふうな従来考えられてまいりました考え方は打破するように努力をしていかなければならぬ、こんなふうに考えておるわけでございます。ただ、いま先生から御指摘のありましたように、それぞれの大学がそれぞれ個性を発揮していくということが、これから多様化した教育体系をつくり上げていき、高等教育拡充への意欲に燃えた青少年を受け入れていくというためにも大事なことで、そういう意味で地方の大学をもっと大事に、もっとレベルの高いものを持つていくようにさらに努力をしていきたい、このように考えておるわけでございます。その一環として当然沖縄の大学につきましても十分な配慮をしてまいりたいと思っております。

また留学生の受け入れの問題につきましては、従来も戦後ずっと長い年月の間に留学生問題がいろいろな形で論じられてまいりましたが、東京の大学で受け入れるのがいいと、必ずしもそんなふうに固まっておるわけではありませぬけれども、便宜上何かそんな場合が多いように従来なつてきておるわけでございます。しかし、これなども、いま私が申し上げましたように、日本のりっぱないい大学が地方にどんどんできる、沖縄にもそういうりっぱな大学がある、こういうふうな考え、特に留学生が日本に来ていただきます場合に、いま先生のお話にありましたように、国際的に浮かび上がった沖縄という土地、その土地柄あ

るいは気象条件や社会条件が東南アジアの国々などと非常に近い感じになるというようなことが一つの特徴として発揮をせられますならば、留学生にとつても非常に学びやすい、いい大学として浮かび上がらせることができるのではあるまいか、こんなふうに考えるわけでございまして、先生の御指導の面など十分配慮させていただきます、生きた大学、そして留学生の受け入れ体制などももっと、形だけではなしに、真心のこもつた、生きたものを持つていくように、そういう意味では沖縄への迎え入れなども十分配慮しながら進ませていただきたい、このように考えておる次第でございます。

○安里委員 どうも沖縄というところが、ある場合において軍事基地の問題だ何だかんだで非常に問題が多いものだから、政府としていつでも荷やつかいのような感じをどこかに持つておられる面もあるかと思つておるのですが、もっと積極的な観念を持ちますならば、これはどの国の発展のために役立つところの地域的な条件というものを備えておるところはないかと思つておるのです。問題がいつでもあるものだから、沖縄というのがいつでもやつかいな問題ばかり起こつておるといふようなことでございしますけれども、これはもちろん基地がありますために、小中学校の問題から校舎の敷地の問題から、いろいろございします。きょうはその問題に触れませんが、いろいろな陳情も参つておりました。いろいろなややかしい問題もたくさんあるし、本土にない配慮をしなければならぬ。校舎の建築であれ、戦災の復興であれ、いろいろの問題がございしますけれども、これは私がここで申し上げませんが、当局は御存じでありますから私は申し上げませんが、もっと高い立場と申しますか、教育の面から沖縄というところを活用すると言つてはおかしゅうございしますけれども、力を注いでいただく面があるのじゃないか。いまあまりに基地問題何だかんだというものとらわれますけれども、教育こそほんとうの意味における平和、ほんとうの

意味における国際的に貢献し得る人間をつくる、  
こういう立場から考えますならば、今日の沖縄の  
実態というものを対して、大きく教育の面からも  
配慮すべきじゃないか、こう思っております。

そこで、五十年に開かれます海洋博の問題で  
も、私は一つの不満と申しますか、足りない点と  
いうものが非常にあると思つて前から主張して  
おりますけれども、なかなか実現をしません。それ  
は、沖縄開発ということの一環として、復帰の記  
念事業として海洋博が持たれます。非常な力を入  
れております。破壊に通ずるとかいろいろの問題  
もございます。私が当初から非常に希望いたしま  
したのは「海」その望ましい将来、「こういふよ  
うなこと」でございますけれども、単に海洋博と  
いうものが一つの見せものの行事に終わったの  
は意味をなさないので、あとに何が残るのだとい  
うことをいつも思うのです。あとにはレジャーあ  
るいは観光施設が残るのだ、これはちつとも意味  
をなさないと思うのです。私は、この機会に、海  
洋というものをほんとうに生かすというのが海洋  
博の意義ならば、この記念事業としてあそこに永  
久的に残る、あるいは世界にもあまりないであ  
りましょう海洋研究所というものを設ける、これは  
大学の一部としてもよろしいし、独立したもので  
もよろしい、大学の付属機関の一部としてもけ  
つでございますけれども、海洋研究所という学  
問的な、将来に向かつての世界の海洋学の研究の  
ために、海洋開発のために役立つ機関、これがあ  
らうてはかまらばいいなかつたか、そうします  
ならば、海洋博というのも永久に意義あるところ  
のものになり、国際的にも今後長く貢献し得るも  
のになる、それはまた、日本の持つところの海洋  
に対する学問の場としてのいい位置を占める、こ  
ういふことも言ったのでございませぬけれども、  
なかなかそこまで実現をしております。が、將  
来の問題として、海洋に関する専門的な研究をす  
る、そういうことも大学の場において、教育の  
場において考えるべきじゃないか、このような気  
持ちもするわけでございませぬ。いずれもまだ現実

に即した問題じゃないかもしれませんが、  
将来、教育の面から見た場合においては、そこま  
で文教当局が頭を置いて、単なる経済的な、産業  
的な開発というばかりではなくして、当局とされ  
まして、そういう面でも積極的に働きかける  
ということが必要じゃないか、私はこういうふう  
に思うわけでございませぬが、これに對してもし  
御意見がありましたらばいたしたいと思いますと思  
います。

○藤波政府委員 それぞれの土地の正しい発展を  
はかる、あるいはそれぞれの土地の住民の真のし  
あわせをはかつてまいりますためには、やはり  
りつばな教育がその土地で芽ばえていく、発展し  
ていくということが最も大事なことで、このよう  
に考えております。そういう意味で、沖縄の復帰  
以前から、文部省といたしましては、沖縄県にお  
ける教育の振興のためには鋭意努力を重ねてきて  
おるところでございます。同時に、その土地のい  
ろいろ教育の形と申しますか、大学の学部など  
も、それを新設することによって、その地域の特  
徴を生かしながら、住民の真のしあわせを築いて  
いくという面と非常に関係が深いということも従  
来よく考えてきておりまして、いま先生から沖縄  
に海洋を中心とする学部あるいは研究所といった  
ものを置くことを考えたかどうかという御指摘を  
初めて伺ったわけでございませぬが、今後の一つの  
構想といたしまして、文部省としても十分検討さ  
せていただきたいと思います、このように考えておるこ  
ろでございます。

○安里委員 私、いまこのことを申し上げるの  
は、海洋博の起こります発端となつたものだと  
思つておりますが、ある大学の先生が、学者的な  
良心的な立場から御調査なさいまして、そもそも  
の発端はこの海洋に対する研究、最もすぐれた位  
置ということがスタートになつた。これにいろいろ  
なるものが加わりましてあのような大きなことにな  
つておると私は見えておりますけれども、その学  
者の先生が私に一番初めにおっしゃつたことがこ  
の海洋研究所ということでございます。

良心的な見識といたしまして私は非常に敬服いた  
したのでございます。いまのうちに考えませぬ  
と、いまのような沖縄の乱開発のような状況にな  
りますと、もはややういふ文化的、研究的な施  
設をするという公的な場所も失われていくとい  
うような感じもいたします。現在の立場でありま  
すならば、私はいまでも私自身の心の中に、この地  
域なら、この場所ならという考えを持っておりま  
す。問題は、直ちに御意見をふやすために大学を  
つくるという問題とはつながらぬかもしれませ  
んけれども、目の前の利害、目の前の要求という問  
題ではなくして、もっと高い立場からこういふ問  
題について御配慮を願ひ、また政策的に考えて  
いただきたいと思います、こう思います。

そこで、先ほど医大の増設に伴うところの看護  
婦の云々、確かにそうだと思います。看護婦不足  
ということがたいへん大きな問題であり、医師の  
数だけふやしても、これが伴わないならば十  
分なる医療対策にもなつてこない、こう思つてお  
ります。そこで、政府とされましても、看護婦の  
養成につきまして、施設の整理なんということも  
お考えだと思ひますけれども、現在、看護婦養成  
に對します基本的な考えあるいは施設、これに對  
して当局としてどういふ手を打つておられます  
しょうか。

○木田政府委員 日本全体の問題についてのお尋  
ねかと考えるのでございますが、現在、看護婦の  
養成につきましては、正規の学校教育、高等学校  
あるいは大学、短期大学等で養成をしております  
ものと、それからいわゆる各種学校として養成を  
しておりますものと二通りの種類がございます。  
各種学校の中には、大学あるいは大病院との関  
連で文部省の所管しております各種学校と、それ  
から直接厚生省が知事を通じて指導しております  
各種学校とがあるわけでございますが、今日まで  
のところ、看護婦の養成は主としてこの正規の学  
校教育以外の看護婦養成学校としての養成課程が  
七、八割あるいはもう少し多くを占めてまいりま  
して、最近これらを学校教育の課程の中で考える

べきであるという意向も強まっております。高  
等学校に看護課程を設置いたしましたけれども、高  
で、約十数年間になるかと思ひますけれども、高  
等学校に看護課程を設けたところまで高まつてまい  
りまして、約六千人の入学生定員をもって看護婦の  
養成を高等学校レベルで行なつております。さら  
に、看護婦のための短期大学等を設けるべきであ  
るといふ機運も高まつてきておまして、国立大  
学におきましても、この国会に御提案申し上げて  
おりますように、新潟と信州大学には医療技術短  
期大学部という短期大学をお願いを申し上げてお  
る次第でございます。

い、これにいたしても、今後、看護婦のみな  
らず、エックス線技師その他パラメディカルのス  
タッフの養成という点を学校教育の課題の中で取  
り組みたいというふうにも考えております。また  
特に、先ほど触れたことでもございませぬが、沖縄  
につきましては、琉球大学に復帰以前から看護学  
部というのが設けられまして、パラメディカルの  
スタッフの養成に意を尽くしておられるのでござ  
いませぬ。地域の問題といたしましては、国立大学  
で初めての保健学部でございますが、これを整備  
するようになつてまいりたいというふうにも考えま  
すし、これは将来の琉大の医学部とのあり方でも大  
事に考えていくべき種であるというふうにも思つて  
おります。

また、四十九年度は、この正規の看護課程を大  
学レベルで維持いたしますための教育研究者の養  
成ということも、ややおそまきではありますけれ  
ども、国立大学でも考えたいというふうにも思ひま  
して、千葉大学に看護学部の創設準備の調査費を  
計上させていただいておる次第でございます。

○安里委員 東京大学の医学部の附属看護学校の  
施設整備のために、四十八年度の予算で改築と申  
しますか施設をつくられたわけでございませぬが、  
今度の物価高、石油ショック以後のいろいろの物  
資の値上がりで、とうてい当初の予定されておつ  
たような施設というものができない状況にあると



いうふうに乗っておりますが、これはどういう状況になつておりましたか。

○菅野説明員 施設部長でございます。東大の医学部の附属看護学校、助産婦学校校舎の新築工事の現況並びに今後の工事遅延及び資材高騰に対する対策という御質問でございます。

まず進捗状況でございますが、これは御案内のとおり、物価高騰による資材入手難等の理由によりまして、年度内の完成が非常にむずかしくなっております。それで、財政法四十三条によりまして、この明許繰り越しの手続をいたしまして、工期を四十九年六月十五日までに延期をいたしておりますわけでございます。

なお、この物価高騰による影響につきましては、ただいまも関連して申し上げましたように、また先生御指摘のように、この建物は四十八年の後期に着工しておるものですから、物価高の実情を勘案いたしまして、当初予定単価の一一％増では配当したのでございますが、さらにその後の物価上昇がなお著しいものがありましたので、やむを得ず工事の一部を取りやめました。実勢単価による契約をいたしております。これらの取りやめた工事につきましても、この建物の完成が四十九年度に繰り越されるものでありますので、四十九年度の予算におきまして、その取りやめた工事につきましてもさらに追加発注をいたしまして、所期のとおり工事の完成させたい、かような気持ちで工事を促進進行させておる状況でございます。

○安里委員 一応四十八年度の予算内容でできないので、繰り越したことは当然でございます。ところが、工事の一部取りやめを行なった、その取りやめたのに対しては、四十九年度において当初の予定どおり追加されて、それらのものは四十九年度中には完成する、こういうふうに乗つてよろしゅうございませうか。

ついでに、四十九年度において、前に取りやめたところの工事に対して当初の予定どおり完成するかどうか。

るといふところの金額、予算ほどの程度でございますか。

○菅野説明員 ただいまの工事を取りやめた内容並びにそれを執行するとすればどのくらいの予算額になるであろうかという御質問でございます。取りやめた工事のおもなものは、御案内のように、最近ビニール系統のものが非常に入手難であり、また単価が高騰しておるという状況もありまして、工事の進捗状況とも関連いたしました。大体において、仕上げ工事の一部を取りやめて四十九年度に追加工事をいたすというつもりでございます。

現在のところ、取りやめた工事のおもなものは、外装のタイルでありますとか、床、天井の一部、屋根防水、照明器具の一部、揚水設備、ラジエーターの一部というようなものがございまして、この予算単価、積算で幾らになるかという御質問でございますが、この一部の資材につきましても、まだ物価が必ずしも安定していない状況もございまして、詳しく積算いたしませんことにつきましても、なお東大の施設部とも相談いたすことにいたしておりますが、概算で約四千万円と私どもは承知いたしております。

○安里委員 これは十分配慮されておられると思っておりますけれども、私が受けましたところの、学んでおる人々からの申し分によりまして、資材が上ったために、四十八年度契約するにいたしましたも、結局必要な施設というものを削除しての契約、その取りやめたのが内装、床や壁、天井の塗装も行なわれない、防音のための二重窓をする予定のものもやらない、トイレ、階段にもタイルを張らず未完成のまま、暖房は配管のみで放熱器も一部だけ、その他諸設備についても、現在使用しているもの、最低限のものとするなど、不十分なままに処理されようとしておる、だから現在校舎の隣にある動物実験棟よりもずっとひどい倉庫のような新校舎ができる状況だというふうな趣旨のこととが述べられておまして、これでは大学の中におきます看護学校あるいは助産婦学校といいた

まして、たいへんなところで教育が行なわれておるものだという感じを受けたわけでございます。これは物価高からきた結果でございます。二、三千万円かけても四千万円かけても当初の計画どおりこれは完成するという御質問でございます。現在の状況は経済状況から来ておることでございますので、別に当局が怠ったわけじゃないか、そういう特殊な事情だということでは私は理解をいたしません。

大学を幾らつくりましても、大事な看護婦の養成というものがままたげいと申しますか、十分なる施設も設けられないということであつたのでは、たいへんまずいことだと思ひます。物価高の影響にはいろいろなものがありましようけれども、これは教育の場における大事な問題といたしまして、ことに医療関係における看護婦の養成といたしまして大事なあれだと思ひますので、最後までぜひ予定どおり完成をさせていたただくようにお願いを申し上げておきたいと思ひます。

○稲葉委員長 この際、暫時休憩いたします。午後十一時五十二分休憩

午後四時五十八分開議  
○稲葉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。有島重武君。  
○有島委員 国立学校設置法の一部改正法律案審議に、一番最初に医学の問題を少し伺つてまいりたいと思ひます。

最初に、国立学校におきます医学部、歯学部、歯学部の定員、それから実際にはどのくらいになつておるか、その実員といひますか、及び不足状況、全国にわたつて御報告いただきたいと思ひます。

○木田政府委員 国立大学の医学部、歯学部におきます教官の充足状況でございますが、最近の抽出調査の結果によりますと、医学部につきましても、定員総数に対する現員の充足率が九〇％、これは抽出した四大学でございますが、九〇％でございます。歯の学部につきましても、三大学で抽出調査をいたしました。その充足率は九一％でございます。

専攻分野によりまして欠員の状況は違つておりますが、基礎系の教員につきましては欠員の多いものがございます。昭和四十七年度調べた数字でございますと、欠員率が全体で四・六％になつておるわけでございますが、法医学では一五％、解剖学では一二％というように、専門分野によりまして若干欠員の高いのが目立つところでございます。

○有島委員 全国にわたつての正確な数字はわかりませぬか。

○木田政府委員 全国でとりましたものは基礎系についてでございますが、昭和四十七年現在で基礎系の欠員率が四・六％でございます。先ほど法医学、解剖と申し上げましたのも、基礎系についての四十七年度の全国調査の結果でございます。

○有島委員 私、伺つておりますのは、定員が全国で何名になるのか、現在は何名になるのか、欠員は何名になるのか、そういうことを伺つていたわけでありませぬか。このことについては、いまわかつていらつしやらないらしい。四十七年度のパーセンテージだけしかわからない。しかも、その基礎系しかわからない。あとのこととは、調べて資料としていただけませぬか。

○木田政府委員 臨床につきましては、いま手元に資料がございませんので、あとで調べてお答え申します。

○有島委員 あとでというのは、もうきょうじゅうぐらいに手に入るのであるか。それとも少し時間がかかるのですか。





のです。私も人事の経験がございすが、そう右から左へ回せばいいというわけのものじゃございせん。やはり責任を持って大学を運営しようと思つと、いい人をあちこちから集めたい。いい人は各研究所にしましてもその他のところにしましても放しにくいというふうなこともあるのだから。これは理解してあげなければならぬんじゃないだろうか、こう思います。しかしいま御指摘いただいたので、今後欠員の問題につきましましては、各大学が補充につとめて、スタッフをあたいたまにしないように注意を一そ喚起していきたい、かように思います。

○有島委員 本法案について、最初に医科大学の問題が出ておりますので、私は現状認識として、全国の定員そして欠員、現在数、そういうことを聞いたわけでございますけれども、そういう基礎的な数字についての認識なしでもって、ただパーセンテージや何かでもって言われるということとは、私は非常に不本意に思います。

これは委員長にお願い申し上げますけれども、この資料を文部省のほうから正確なものを出さしていただくようお願いいたします。

○稲葉委員長 質問者の御要求はごもっともでございますから、文部省はなるべくすみやかに調べて、正確な数字を出すことを委員長からも要望いたします。

○有島委員 私の手元には、これは限られた調査力でございますので、全般的なことはわかりませんが、たとえば広島大学の歯学部の場合ですと、歯学部の学部開設は昭和四十年ですから、もう八年過ぎていくわけでありまして、八年過ぎていくにかかわらず、教授が二名、助教授が六名、職員という報告があります。この点については、大学局長、間違ひありませんか。

○木田政府委員 広島大学の歯学部につきましては、御指摘のように教授二、助教授六の欠員がございします。

○有島委員 ここにいただいた資料の中では、口腔解剖学、歯科保存学、口腔外科学、歯科矯正

学、こうあります。この口腔外科学で助教授が一名、教授が一名足りないということになっておる。それから歯科矯正学では助教授が一名足りないということになっておる。これは基礎なんですか、それとも現場にすぐ必要な学問であるか、どちらなんですか。

○木田政府委員 口腔外科は臨床でございます。口腔外科の第二講座は教授、助教授ともまだ埋まっておりますが、これは四十八年度に設置した講座でございます。

○有島委員 文部大臣、こういうわけです。それからまだある。これは文部省から幾つかサンプルとおっしゃったものを伺って、調べたわけですが、この昭和四十八年五月一日の資料ですが、この私たちの調べによりますと、広島大学の歯学部ではさらに助教授三、ですから合計十一名です。そういう実態がある。これはどういふことになりますか。木田さんにもう一べん伺いましょう。

もう一つは、この資料の中にはいま言った口腔外科学のほか口腔解剖学、これは基礎です。ここでもって助教授が二名、それから歯科保存学、ここでもって助教授一名、教授一名、あわせて先ほど言った口腔外科学の助教授二名、教授一名、それから歯科矯正学、助教授一名、八名ということに御報告いただきましたけれども、私どもの四十八年の十月の調べによりますと、助教授があと三名欠落している。歯科薬理学一名、それから歯科補綴学と口腔外科学第二のほうでは、教授が一名欠落しておる。こういふ事実は御存じの上で

もって私どもに五月の資料をいただいたのですか。広島大学は十一名欠なんですよ、四十八年十月で。御存じなんですか。御存じないのですか。

○木田政府委員 先ほど御指摘になりましたのは、昨年四十八年の五月現在の姿でございます。教授、助教授につきましては、先ほど御指摘がございましたように、教授二、助教授六名の欠になつておる次第でございます。これはそれぞれの講座

につきまして教官の一人一人を当たって確認した数字でございます。

○有島委員 御存じだったのか、それとも御存じないのか、十月時点のいま私が申し上げたことを。

○木田政府委員 知っていたか知っていないかというこの意味が正確に理解してないかもしれませんが、広島大学を調べました実情について御説明を申し上げたつもりでございます。十月の時点で知っていたかどうかというお尋ねの意味がよくわかりません。五月一日現在の実情を調べて、お答えさせていただきます。

○有島委員 十月の時点で知っていたかというのではなくて、いただいた広島大学八名の欠ということではなしに、現在では十一名になっているのですよ。そういうことを御承知なのかどうかというのです。御存じないのか。

○木田政府委員 私どもは八名の欠という状況だけ知っておるわけでございます。今日の状況については承知いたしておりません。

○有島委員 文部大臣、こういうわけです。どうお思いになりますか。ちょっと言ってください。作成する、それはおそろく五月一日現在になっているのではないかと思つてございまして、そういう意味でこまかい数字につきましたは、そうなるものではないかと、五月一日現在で有島先生に御報告したのではないかと、こう思うわけでございます。

先ほど申し上げましたように、医学部、歯学部、の教官、特に基礎系の教官が得にくいということはそのとおりでございます。ただ、欠員の状況というところになってまいりますと、時期によつてかなり違ふのではないだろうかという感じがいたします。いま口腔外科のことをお話しになりましたが、四十八年度で初めて設けた講座であつて、それが埋まっていない現状にあるようでございます。せっかく予算もついたのでございまして、できるだけ早くそういうものを埋めてもらわ

なければならぬなど、お話を伺いながら感じておつたところでございます。ただ、いずれにいたしましても、教官が確保できないのに国立大学だけ発足させるということはあり得ませんので、そこはぜひ御信頼をいただきたいものだ、かように考えます。一般的な傾向は有島先生御指摘のとおりだと私どもも考えております。

○有島委員 広島大学の場合にはもうすでに八年経過しているのに、なおこういうことがあるわけです。こういうことと申しますのは、八名の欠員があり、そして文部省が御存じない間に、さらに三名の欠員もあるわけです。だんだん充足していかうと努力していらつしゃるとおっしゃるけれども、現実にはこういうことが起こつておる。それから、こういうことを御存じなしに先のことを進めていくということは、これは水増しになるおそれがあるのではないかと心配しているわけなんです。

それから、さつきこまかい数字はとおっしゃいました。こまかい数字、一とか二とか三とか、こまかいかもしれないけれども、それは教授であり助教授であるのですよ。さつき大臣は、人材が不足なわけではない、お医者さんはたくさんいる、だけれども、ほんとうに教授になつてももらいたくない、助教授に来てもらいたくないという人物が足りない、こまかい数字は、いま言つておるのとは八とか十一とか、大臣にとってはこまかい数字かもしれないけれども、それはそういう大切な人の人数なんです。こまかい数字のことはなんということは大目間違ったいじやないですか。どうなんですか。

○奥野国務大臣 私がこまかいと言いましたのは、月報として大学から充足状況は報告を得ているわけでございます。それを細分化した数字になつてまいりますと、五月一日現在で報告を求め、それで統計資料を作成するのではないかと、こまかいというの、学部単位ではなくて、口腔外科の講座の充足状況をいま御指摘になつておるわけでございます。そういう講座単位とこま

うことになってまいりますと、一年に一定の時期に報告を求めて統計を作成するというものではなからうか、こう申し上げたわけでございます。こまかいというのはあくまでも小分類で申し上げているわけでございます。

○有島委員 木田さんに伺います。

東北大学の医学部では、教授一、それから助教四、計五の欠となつて御報告いただいておりますけれども、これは医学部についてです。歯学部の方はどうなつておりますか。

○木田政府委員 先ほど東北大学の医学部について欠員の状況を御指摘がございましたが、教授一、それから講師が四欠けております。

歯学部につきましては、東北大学の歯学部のデータをいま手元に持っておりますので、後刻調べまして御返事を申し上げます。

○有島委員 ここに文部省からいただいた資料を見ますと、「国立大学医・歯学部の講座別・職名別欠員調」とあって、それで東北大学が出ていますね。ここにも医学部と書いてあるけれども、歯学部のほうが抜けているわけですね。御存じなかつたら言つてもいいですが、東北大学におきましても、教授が二、それから助教三が欠です。さつき私が助教四欠というのは間違いで、講師四の欠でございます。東北大学の歯学部におきましては、教授二、それから助教三、こうした欠員が出ておる。これは四十八年の十月の調べです。

さらに、国立大学の医学部についても同じことが言えるわけでありまして、千葉大学で八名、信州大学が八名、山口大学が六名、それから歯学部については、北海道大学が九名、新潟大学が十一名、大阪大学が二名、九州大学五名、間違いありませんね。それからいただいたデータのものもあるし、そうでないものもあるし、どうですか。

が、私も自身でいま確認できてない数字が若干含まれておるかと思ひます。

○有島委員 こうした欠員の状況が慢性的にあるということについて、これは一体どういふわけであるか、どうしたらいいのか、大臣どう思ひますか。

○奥野国務大臣 大学の教授が後継者を選ぶ、このあたりが大学紛争の一つの問題点にもなつておつたわけでございます。同時にまた、教授あるいは教授会が責任をもちつて後継者を選びたいと考へられることは当然のことだと思ひます。その実態を踏つておられる大学ほど後継者選びには真剣になつておられて、その結果は若干欠員率が高いという姿を示しがちではなからうか、こう私は思ひます。同時に、医学部、歯学部につきましては、最近かなり多くの関係大学をつつてまいりましただけに、一そう人材を得がたくなつていふのじゃないかと思ひます。しかし、この率があまりに大きくなりまうことは教育に支障を来すことにもなるわけでございますので、やはり大学当局に対しまして注意を喚起したほうがいいなという気持ちを、いまお話を伺ひながらそういう感じを深めていふところでございます。

○有島委員 ちょっとまだ御認識が薄いというか、私は非常に残念に思ふのですけれども、これは普通にいま分析されていふことかと思ひます。私もここに持つていふのですけれども、まず、私立大学のほうへ流れていく人材の方が相当多いということ、これは一つ考へなければならぬことでは、どうしてそうなるのか。

それから、特に基礎医学部門の研究費、こゝういったものが十分でなくなつていふのじゃないかということ。それで、教官の待遇改善、このことをやはりこの際真剣に考へなくては行けないのじゃないだろうか。大臣どうですか。

○奥野国務大臣 国立大学の内容を充実する必要が大いにあらう、これはもう当然のことだと思ひ

ます。ただ、御指摘になりましたように、国立大学の処遇が悪いから民間へ流れていくという傾向は私はないのじゃないだろうか、こう思ひます。やはりよい人を教授として任用していききたい、そのことが欠員をかなり出すような姿にさせているのじゃないだろうか、こう考へるわけでございます。その気持ちはとうといわけでございます。けれども、その結果スタッフを欠いてきて、教育に支障が起るということになりますと、これはまた問題でございますので、私は、御注意をいただいた機会に注意を喚起したい、こう申し上げさせていただきます。同時に、同時に設けた機会に注意を喚起したい、こう申し上げさせていただきます。同時に、同時に設けた機会に注意を喚起したい、こう申し上げさせていただきます。

○有島委員 人事院来ていらつしゃいますか。——何つておきましよう。

国立病院の医療職とそれから大病院の医療職とは本俸においても違いがあるのだというふうに聞いていますけれども、どうですか。

○長橋説明員 お答えいたします。国立病院に勤務する医師につきましては医療職俸給表(一)が適用されておりました、それから大学の教官につきましては教育職俸給表(一)が適用されておりました。これはもう御案内のとおりでございます。基本給におきましては若干の差がございますけれども、ほゞ似たような額でございますが、医療職俸給表(一)の適用を受けておられます国立病院の先生方につきましては、官民の給与格差が最近著しいということもございまして、かなり高い額の初任給調整手当、それを長期間にわたつて支給しております。そういう関係もございまして、国立病院に勤務する医療職俸給表(一)の適用を受ける医師と教育職俸給表(一)の適用を受ける大学の教官との間におきましては、かなりの給与格差を生じておるといふことは御指摘のとおりでございます。

○有島委員 大臣、こうした場合で国立病院のほ

うに行きたがるという傾向もあるわけなんです。本俸がまず違ふ。その上に、国立病院の医師のほうは、手当につきましても、大体五万円から十一万円の手当がつくわけなんです。国立病院のほうはこうした手当がつく。これは地獄的な手当でありまして、これは非常にもつともであるうかと私は思ふのですけれども、欠員教官が国立大学にも年々増加していく傾向にある。大病院の医師と国立病院の医師ではこんな格差がどんどんついておる。それで、まあ、ただ後継者を選ぶのに非常に気がつかなくて時間がかかつておるのであらうとか、そんなことでは済まされぬ問題もあるわけですね。実はお医者さんにかまかせておけばいいほうの話と、それから今度は文部行政としても考へなければならぬ問題と二つあるのじゃないですか。文部行政におけるこの医学部の問題というところを、特にこの教官の質的向上とともに、給与の改善ということについても、あるいは手当の改善、研究費の改善、こういつたことについて、これは本気でもって検討していかなければ、将来たいへんなことになるのじゃないだろうか。どうですか。大臣。

○奥野国務大臣 先ほど来私が御答弁申し上げましたときに、欠員の問題は、大学の各学部を通ずる全体の問題でお話を申し上げたり、あるいは医学部、歯学部に限つての問題としてお話を申し上げたりしているものから、お互いの間に若干意思の疎通を欠いていふ面があるように思つておるところでございます。医学部、歯学部の問題につきましては、かなり基礎系の先生方が得にくい、同時にまた、処遇の問題につきましても、一般の開業医等との関係におきまして非常に大きな段差があつたりするわけでございます。そういういろいろな事情がございますので、文部省といった状態を持つておられる先生方は、臨床系、基礎系を問わず、特別な処遇を考へてくださうとお願ひをしておるところでございます。いずれ、人事院当

局でもこの事態は御認識いただいております。適切な勧告をいただけるものと期待をいたしておるわけでございます。

○有島委員 大臣、こういったことを御存じかどうか。大病院の場合、大病院の先生方というのは教育もする、研究もする。クリニックにも出る、臨床にも出るわけですね。そしてスケジュールのこなし方というのは、考えないと相当お忙しいわけですね。ところが、最近ではお医者さんが足りないから、早くお医者さんをつくれということ、全部臨床医というふうな世間では思っています。文部大臣までがそう思っちゃ困るわけですね。さっき基礎医学の問題がございました。新しい人材を育てていく、助教になつていく、若い人材を育てていく、そのことは、気むずかしい人選をしておるからお困るのだということじゃないのです。基礎医学のほうは軽視されておる、臨床のほうにむしるみんな回ってしまつて、そういった傾向が大病院の中に、大学の中に一般化している。そういうことに着目しなければならぬと思うのですよ。御承知あるかどうか。

それからもう一つ、大病院にどうしても入れなくてという人はかなり重症患者なんです。いろいろな患者がいらつしやいますよ。これはどの病院でもよくわからないから大病院に頼みましようという、ほんとうの重症患者が大体三〇％ぐらい、大病院の中では、ほかの病院とまたコンディションが違うわけだ。そういうこともあるのですよ。

それから、これは大臣御存じでしょう。昔の門下生であつたあるいは同じ教室であつたという、そうした縁故のつながりのようなところから、町の開業医のほうからもしょっちゅう問い合わせがくるわけですね。それは望ましいことであると思うのです。それからさっき安里委員からの御質問の中でも木田大学局長が答えていらつしやいましたけれども、地方の大学の卒業生がその地方に定着していく、その際に、一つの要件としては、自

分が卒業した大学にしょっちゅう問い合わせもできるし、また自分の再教育もすることができるといふような便宜、そういうことが非常に大きく働いて、それで各地方にもやや医師というものが定着していくという、これはたいへんいいことだと思つておる。それを裏から考えますと、それは大学の先生のほうにたいへんなんですよ。そういうようなことをやっている医学部というものは、ほかの学部とはだいぶわけが違うじゃないですか。違うコンディションのもとにあるのじゃないですか。法学部でも経済学部でも、一ぺん就職した人たちがほとんどん問合おせにくるようなことがあればたいへんめづかしいけれども、あまりそういうことはないでしよう。それからその大学の先生が企業の診断にいかなければならぬ、法律の問題も解決しなければならぬ、そういうことも少ないでしよう。もつぱら教育と研究に打ち込むことができるわけですよ。ところが医学部の場合には、そうではない、いろいろなむずかしい条件が重なつておる。しかも文部大臣おつしやつたように、国立の厚生省関係の病院というものは、町の開業医のほうの診療施設というものです。か、そういうものにほとんど引っぱり上げられていく傾向がある。大学のほうは、教職というところからその俸給を縛りつけられる方向にある。そういう中であつて、文部省としても四十九年度予算の中に十五億五千万ほどの予算をおつけになつておることを聞いています。それをどういうふうにしていらつしやるか。その前に、大臣、こういった医学部ということについての基礎的な認識が、正直に言つてやや欠けていたのじゃないかと御反省いたしませんか。いや、私はよくわかっているんだ、そう言われると先がとて困るわけですね。その調子で押しまくられると、またおかしくなるのじゃないかと心配なんですけれども、やや認識が欠けておつたのじゃないか、さらに勉強していただきたいという意味で私は言うのですけれども、大臣いかがですか。どうお考えになりますか。

○奥野国務大臣 たいへん浅学非才でございます。いろいろお教をいただきましたが努力をしていきたいと思つてます。医科大学の問題につきましては、私は、年来、都道府県立の医科大学を持ちなことだ、今後は府県立の医科大学をつつてくれればいいがなあと、こういう気持ちで非常に強く持つておる人間でございます。理由はもう申し上げません。

同時にまた、いま処遇のことで話が出ましたように、医師免許状を持つておられる先生方については、臨床系を問わず基礎系を問わず、処遇の改善を人事院当局にお願ひしてはおります。こう申し上げましたことは、同じ病院に働かして、厚生省所管の国立病院の場合と大学附属病院の場合と違つた姿が出てきているわけでございます。特にまた開業医との問題もあるわけでございます。そういうことから、ぜひ特に処遇の改善を医師免許状を持つておられる方々については早く実現をしたいと思います。こう思つておるわけでございます。

○有島委員 具体的に言ひまして、当面大体五万円から十万円ぐらいの手当の加算ということがしかるべきじゃないかと私は思ひますけれども、いかがですか、大臣。

○奥野国務大臣 ぜひそういうふうな持つていきたいものだと思います。

○有島委員 人事院のほうではこの俸給の改善のことを考へていらつしやるらしいですけれども、この勧告はいつごろお出しになりますか。

○長橋説明員 医系教官等の要員確保がなかなかむずかしい事情にあるということもわれわれも承知しております。文部省はじめ関係者の方々からその給与上の給遇の改善につきまして強い御意見、御要望を承つております。私どもとしましては、医系教官等の処遇を改善します場合には、他の教官の方とのバランスということも考へなければなりませんので、目下その辺のところを慎重に検討しております。いずれにしましても、ぜひと

も四月から実施したいという方向で検討しておるというところで御了承を得たいと思ひます。

○有島委員 ただいま文部大臣のほうから、最低五万円から十万円ぐらいの手当をつけたい、そういう意思であるというふうなことを表明なさりましたから、人事院は十分含んで早く勧告していただきたいと思ひます。人事院のほうはけっこうです。その次の問題にいきます。

国立大学の附属病院のベッド数なんですけれども、これは文部省からいただいた資料によりますと、二万二千四百七十六ベッドということであり、これが看護婦不足でもって稼働してないベッドはどのくらいあるのか、そのことを承りましょう。

○木田政府委員 病床の稼働率は、昭和四十年代に入りまして遺憾ながら若干紛争その他の経緯もありまして落ちてまいりましたのですが、現在七三〇程度でございます。

○稲葉委員 ちよつと有島君お待ちください。速記をとめて。

○稲葉委員 速記を始めて。

○有島委員 それでは、自余の質問は留保させていただきます。

○稲葉委員 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

文教委員会議録第十二号中正誤

ページ 行 誤 正

二 四 二六 行なおとする 行なおとする

同第十三号中正誤

ページ 行 誤 正

三 三 四 けれども。 けれども、

三 三 三 旧米 旧米

九 三 一 スポーツ教室 スポーツ教室

昭和四十九年四月九日印刷

昭和四十九年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A